

別記2 スマート技術体系への包括的転換加速化総合対策事業のうち全国推進事業

第1 総則

交付等要綱に定めるスマート技術体系への包括的転換加速化総合対策事業のうち全国推進事業（以下別記2において「本事業」という。）の実施に当たっては、交付等要綱に定めるもののほか、事業内容、採択要件、事業実施手続等は本実施要領によるものとする。

第2 事業内容等

本事業の目的、事業内容及び実施期間は以下のとおりとする。

1 目的

本事業は、労働生産性の高い農業構造への転換に向けて、スマート農業技術を活用し、その導入効果を大幅に高める栽培体系への抜本的な転換等に取り組む先行事例を効果的に横展開するための取組（以下「推進活動」という。）を支援することを目的とする。

2 事業内容

本事業における事業内容は以下のとおりとする。

（1）事業実施主体が公募及び選定した産地等が実施する以下の取組への支援

ア 展示ほ場の設置

先行的に先進的なスマート農業技術を活用した栽培体系への抜本的な転換に取り組んでいるほ場の一部等を展示ほ場として設置する。

イ 講習会の開催

農業者等を対象として、アにおいて展示を行ったスマート農業技術や栽培体系の転換等に関する導入効果の提示や技術指導等を行うための講習会を開催する。

ウ その他、ア及びイに関連する必要な推進活動

（2）事業実施主体が実施する以下の取組への支援

ア 全国シンポジウムの開催

都道府県普及組織や農業協同組合の営農指導担当等を対象として、（1）において産地等が実施した取組の成果報告、先進的事例の紹介、専門家等からの情報提供等を行う全国シンポジウムを開催する。

イ 産地等との連絡調整

（1）を実施する産地等に対し、取組内容の調整、取組成果の確認等を行う。

ウ その他、ア及びイに関連する必要な推進活動

3 実施期間

本事業の実施期間は、令和7年度とする。

第3 採択要件

- 1 事業実施主体は、次に掲げる要件全てを満たす者とし、農産局長が本実施要領及び別に定める公募要領に照らして選定した者とする。
 - (1) 本事業に係る計画を的確に実施することができる能力を有する者であること。
 - (2) 事務所が日本国内に所在しており、本事業の適正な執行に関する指示に対して、速やかな対応をとることが可能な者であること。
 - (3) 法人及び団体においては、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあること。
 - (4) 法人及び団体においては、本事業に係る経理その他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有し、定款、役員名簿、民間事業者の事業計画書、報告書、収支決算書等（これらの定めのない民間事業者にあっては、これらに準ずるもの）を備えていること。
 - (5) 法人等の役員等が暴力団員（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。
- 2 本事業においては、環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシートに記載された各取組を実施すること。

第4 成果目標及び目標年度

本事業における成果目標及び目標年度は以下のとおりとする。

1 成果目標

成果目標は、産地等が実施する推進活動の支援及び産地等が実施する推進活動等を踏まえた全国シンポジウムの開催を行うこととする。

2 目標年度

目標年度は、事業実施年度とする。

第5 申請及び審査方法等

本事業における計画の申請等に係る手続は以下のとおりとする。

1 事業実施計画の作成等

事業実施主体は、別記様式第1号により事業実施計画書を作成し、農産局長に提出するものとする。

なお、交付等要綱第15の規定に基づく事業実施計画の変更、中止又は廃止の承認申請については、交付等要綱別記様式第3号の「変更等承認申請書」の提出をもって、これに代えることができるものとする。

2 審査及び結果の通知

農産局長は、本実施要領及び別に定める公募要領に基づき事業実施計画の審査を行い、適正と認められる場合は、計画を承認し地方農政局長等に対し通知するものとする。

第6 採択基準

農産局長は、第5の1の規定により提出された事業実施計画書について、以下の基準を満たす場合に限り、採択を行うものとする。

- (1) 補助事業者が第3の規定に掲げる要件を満たしていること。
- (2) 別に定める公募要領に規定する選定審査委員会により承認を受けること。

第7 事業の交付決定等

1 交付決定

農産局長は、1の規定により提出を受けた交付申請書及び事業実施計画書が適正であると判断する場合には、交付決定を行うものとする。

2 事業の着手

- (1) 事業実施主体は、原則として、交付決定後に事業に着手するものとする。
ただし、事業実施主体の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情による場合により、交付決定の前に事業に着手する場合にあっては、別記様式第2号により、その理由を明記した交付決定前着手届を農産局長に提出するものとする。
- (2) (1)のただし書の規定により交付決定の前に事業に着手する場合においては、事業実施主体は、本事業の内容及び補助金の交付が確実となってから着手するものとする。この場合において、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。
なお、事業実施主体は、交付決定の前に着手した場合には、交付等要綱別記様式1号交付申請書の備考欄に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。
- (3) 農産局長は、(1)のただし書による交付決定前の着手については、必要な指導を十分に行うことにより、本事業が適正に行われるようとするものとする。

第8 事業の評価

本事業の評価方法は以下のとおりとする。

- 1 事業実施主体は、目標年度の翌年度に、事業実施計画書に定められた目標年度における成果目標の達成状況について自ら評価を行い、その結果を目標年度の翌年度の6月末までに、別記様式第3号により農産局長に報告するものとする。
- 2 農産局長は、事業実施主体からの報告を受けた場合には、内容を点検評価し、必要に応じて事業実施主体を指導するものとする。

第9 報告又は指導

農産局長は、事業実施主体に対し、本事業に関して必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。

第10 補助事業における利益等排除の取扱い

事業実施主体は、補助事業において、補助対象経費の中に自社製品の調達又は関係会社からの調達分がある場合、補助対象事業の実績額の中に補助事業者の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法いかんにかかわらず、補助事業の目的上ふさわしくないため、事業実施主体自身から調達等を行う場合は、原価（自社製品の製造原価等）をもって交付対象経費に計上するものとする。

なお、製造原価を算出することが困難である場合は、他の合理的な理由をもつて原価と認める場合がある。